



なお、広報まさき3月号と一緒に「平成19年度ごみ・資源物収集日程・粗大ごみ申込期間カレンダー」を配布する予定です。

◆ 松前校区 ◆

	平成18年度	平成19年度
せんてい枝・枯葉・雑草	第4金曜日	→ 第2・4金曜日
ペットボトル	第2金曜日	→ 第1金曜日

◆ 北伊予・岡田校区 ◆

	平成18年度	平成19年度
せんてい枝・枯葉・雑草	第4水曜日	→ 第2・4水曜日
ペットボトル	第2水曜日	→ 第1水曜日

※ ごみは当日の朝、7時ごろまでに出してください。

せんてい枝・枯葉・雑草の収集日が月に2回となり、それに伴いペットボトルの収集日も変更となります。

4月からせんてい枝、ペットボトルの収集日が変わります!!

ごみ減量化ポスター 優秀賞作品の紹介

松前町ごみ減量化ポスターコンクールで優秀賞を受賞された児童・生徒さんの8作品のうち、今月ご紹介する2作品です。



◀ 松前小学校6年 三好那奈さん



◀ 岡田中学校2年 伊輪綾乃さん

あなたの愛犬が みんなから 好かれるために

～飼い主としての義務と心がけ～

- 散歩中の犬の「フン」は飼い主の責任で必ず持ち帰り、適切な方法で処理しましょう。
家の決まった場所でトイレをするようにしつけるのもよいでしょう。



- 犬は係留するか、逃走しない方法（囲い、ゲージなど）で飼い、散歩のときも、必ず引き綱をつけましょう。
放し飼いは10万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。



- 犬が家族の一員として飼われるようになり、ますます飼い主のモラルが問われています。周囲の人に迷惑をかけず、犬も地域社会の一員として、快適かつ楽しくともに暮らしましょう！

- 捨て犬をせずに愛情と責任をもって終生飼いましょう。